

役員及び評議員の報酬等に関する規程



社会福祉法人のぞみ

(目的)

- 第1条 (1) 本規程は、社会福祉法人のぞみの定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- (2) 役員及び評議員の報酬等並びに費用については、社会福祉法に照らし、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、本規程により支給の基準を定め、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 役員とは、定款第17条に定める理事及び監事をいう。
- ② 常勤役員とは、前号に定める理事及び監事のうち、専らこの法人に常勤する者をいう。
- ③ 常勤役員の勤務形態は週4日30時間以上とする。
- ④ 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- ⑤ 評議員とは、定款第5条に定める者をいう。
- ⑥ 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- ⑦ 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、旅費、交通費（宿泊料を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分するものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 (1) 法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。常勤役員の報酬額は、別表1「常勤役員の報酬月額」に定めるとおりとする。
- (2) 常勤役員には、毎年7月及び12月に、役員賞与を支給することができる。役員賞与額は、別表2「常勤役員の賞与」に定めるとおりとする。
- (3) 非常勤役員及び評議員の報酬等は支給しないものとする。

(費用の弁償)

- 第4条 (1) 役員及び評議員がその職務遂行にあたって負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支給することができる。
- (2) 前項の費用のうち、職務遂行にあたり出張した場合は運賃（鉄道・船・車・航空機）・宿泊料を実費支給する。
- (3) 役員及び評議員が評議員会又は理事会もしくは監事監査に出席する場合は、費用弁償として別表3に定める額を支給することができる。

(役員退職金)

第5条 常勤役員の退職金は、別に定める役員退職金規程による。

(報酬の支給日)

第6条 常勤役員の報酬月額は、月額をもって前月分を職員の賃金支払日と同日に支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 (1) 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- (2) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第8条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、職員と同額の通勤費を支給する。

(情報の公開)

第9条 法人は、本規程をもって法第45条の35第1項に定める報酬等の支給基準として法第59条の2第1項第2号の規定に基づき公表する。

(改廃)

第10条 本規程の改正は、理事総数の3分の2以上の同意と評議員会の議決を経なければならない。（委任）

第11条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

(慶弔)

第12条 役員等に対する慶弔金は別表4の範囲内で理事長が支給する。

附 則

本規程は、平成31年4月1日より適用する。

本規程は、令和元年6月1日より適用する。

別表 1

常勤役員の報酬月額

役位	報酬
理事長	1,300,000円以内の額
理事	1,000,000円以内の額

※ 職員兼務理事（施設長、事務局長など、職員としての職位を兼務している者）については、別に定める職員給与規程による。ただし、理事長以外の常勤役員についても役員報酬は支給する。

別表 2

常勤役員の賞与

支給額	所定の基準日における常勤役員の報酬月額に100分の200を乗じて得た額とする。 ただし、当該常勤役員の業績を考慮し、100分の150を乗じて得た額を超えない範囲で、これを増額し、又は減額することができる。
基準日	7月支払賞与は6月1日、12月支払賞与は12月1日とする。
減額等	次の各号の一に該当する場合には、賞与を減額又は支給しないことがある。 (1) 法人の信用を傷つけ、又は法人の機密を漏らすことにより、法人に損害を与えたとき。 (2) 法人の経営状況が悪化したとき。 (3) その他前各号に準ずる事由により、理事長が諮問する評議員会の過半数が減額 ないし不支給を適当と承認したとき。

別表 3

常勤役員の出張に関する費用弁償

区分	宿泊料	食事料（朝夕2食）	日当
理事長	実費	実費	10,000円
役員等	実費	実費	10,000円

非常勤役員及び評議員の費用弁償

(1) 評議員会又は理事会に出席した場合

評議員、非常勤役員の住所	日当
評議員会又は理事会の会場と同一市町の場合	1回につき7,000円
上記以外の場合	1回につき9,000円

(2) 監事監査を実施した場合、所轄庁の現地指導に立ち会った場合

評議員、非常勤役員の住所	日当
監事監査及び所轄庁の現地指導の会場と同一市町の場合	1回につき9,000円
上記以外の場合	1回につき10,000円

別表 4

区分	用件	慶弔金額
叙勲・褒章受賞祝	本人	1～5万円
結婚	本人	1～5万円
香典・供花	本人	3万円・供花
	本人の両親・配偶者	3万円・供花